

羽村市議会議員の報酬並びに羽村市長及び
副市長等の給料の額等について（答申）

平成 22 年 1 月 14 日

羽村市特別職報酬等審議会

羽村市議会議員の報酬並びに羽村市長及び副市長等の給料の額等について

(答 申)

平成 21 年 7 月 23 日付、羽総職発第 5371 号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので別紙のとおり答申します。

平成 22 年 1 月 14 日

羽村市長 並 木 心 様

羽村市特別職報酬等審議会

会 長 中 野 康 治

職務代理 増 田 一 仁

委 員 浅 利 一 美

穴 沢 雅 朗

雨 倉 壽 男

葛 尾 豊

染 谷 洋 児

谷 口 利 夫

羽 村 宗 夫

堀 米 恵 子

(五 十 音 順)

1 はじめに

本審議会は、平成 21 年 7 月 23 日、羽村市長から下記事項について意見を求める旨の諮問を受けた。

本審議会においては、他団体における報酬等の状況、市の財政状況、一般職の給与改定状況等について配布資料に基づき情報の共有を図るとともに、最近の社会経済情勢等、諮問事項に関連する諸情勢を踏まえた報酬等の額の適正性について、慎重かつ活発な意見交換を行い、公正中立の立場から審議した。

これまで、諮問された事項について 3 回にわたり審議を行ってきたが、このたび本審議会としての一定の結論を得たことから、ここに答申を行うものである。

なお、答申に際し、審議の過程で各委員から述べられた意見については、結論とは異なるものについても審議経過の中に併記することとした。

2 諮問事項

- (1) 羽村市議会議員の報酬並びに羽村市長及び副市長等の給料の額について
- (2) 羽村市議会政務調査費の額について

3 結論

- (1) 羽村市議会議員の報酬並びに羽村市長及び副市長等の給料の額について

《結論》いずれも現行額を据え置くことが適当である。

- (2) 羽村市議会政務調査費の額について

《結論》現行額を据え置くことが適当である。

4 審議経過

(1) 議員報酬、特別職給料の額を検討する際の判断基準等について

羽村市議会議員の報酬（以下「議員報酬」という。）並びに羽村市長及び副市長等の給料（以下「特別職給料」という。）の額の適正性を審議するにあたり、委員からは「審議に入る前に、報酬等の額を検討する際の判断基準をどうするか明確にすべきである。」との意見が出されたことから、本審議会では各委員からの意見をもとに、何を判断基準とするかについて検討した。

このなかでは、

「他市の議員報酬・特別職給料額との比較」、

「一般職員の給与の増減とのバランス」、

「過去の議員報酬・特別職給料の改定状況」、

「他市の歳入に対する人件費（議員・特別職）比率との比較」、

「市の財政状況」、

「議員・特別職の業績」、

などが判断基準として挙げられたが、このうち、「議員・特別職の業績」に関しては、

- ・ 「市の業績＝歳入」として捉えることができるという意見もあるが、歳入の増減は行政サービスの提供とは別の要因によりもたらされる割合が高いことから、市の業績＝歳入という考え方は行政にはなじまない。
- ・ 「市の業績」をあえて言うなら、提供した行政サービスに対する市民の満足度ということになるかと思うが、市民の満足度は「売り上げ」のように目に見えるものではないことから、評価や判断が困難である。
- ・ 市長や議員の業績は、最終的には選挙で判断されるものである。

といった理由により、議員・特別職の業績は判断基準として適していないとの結論に至った。

本審議会では、これらのことを踏まえたうえで議員報酬及び特別職給料の額について審議を行うこととしたが、審議に際しては、市議会議員と市長等の特別職では身分、職務の内容等が異なることから、議員報酬、特別職給料をそれぞれ分けて検討することとした。

なお、審議のなかで、事務局から市の緊急財政対策の一環として、平成22年1月から2年3ヶ月間にわたり、市長については15%、副市長及び教育長についてはそれぞれ10%の給料の減額措置を実施する旨の報告を受けたことを付記しておく。

(2) 議員報酬についての各委員の意見及び審議結果

〔引き上げるべきとする意見〕

- ・ 議員定数を見直し議員の総人件費を抑制した中で、市長の給料を100とした場合の議員報酬の比率が平均と比べて低いことを考慮すると、引き上げを検討する余地もあると思う。

〔引き下げるべきとする意見〕

- ・ なし

〔据え置きとする意見〕

- ・ 市長の給料を100とした場合の他の特別職及び議員報酬の割合は、26市平均で副市長が86、教育長が78.8、議員が51.8となっている。羽村市の場合、副市長が86.4、教育長が80.8と平均を上回っているのに対し、議員については48.6と平均を下回っており、本来なら引き上げについて検討しても良いのかもしれないが、現在の財政状況を勘案すると、据え置きが適当であると思う。ただし、特別職給料が据え置きとの判断がされるのであれば、議員報酬は引き上げるべきと考える。
- ・ 特別職は据え置きという結論に加え、自主的な給料カットを実施する中で、議員報酬だけ引き上げるということは考えられないので、特別職同様据え置きが妥当と考える。
- ・ 報酬月額が26市中でも低位にあり、現在の報酬額で若い子育て世代の議員が生活していくとなると厳しい。若くて優秀な人材が積極的に議員を志してもらうためにも、議員報酬だけで生活していける最低限の報酬は必要である。したがって、据え置きが適当であると考えます。
- ・ 平成7年度の改定から14年間据え置かれており、その間に引き上げることもできたのではないかと考えると、引き上げも検討すべきであるが、現在の社会経済情勢や市民感情を考慮すると、やはり据え置か

ざるを得ない。

【審議結果】

これらの意見を踏まえ審議を進めた結果、議員の報酬については、他市の報酬額と比較して低い、あるいは若い子育て世代が議員報酬だけで生活していくのは厳しいといったことが現実問題としてあるにせよ、現在の社会経済情勢、特別職が自主的に給料をカットすることを決断した市の財政状況などを考慮すると、報酬を引き上げることは難しく、本審議会としては据え置きとするのが妥当であるとの結論に至った。

(3) 特別職給料についての各委員の意見及び審議結果

〔引き上げるべきとする意見〕

- ・ 特別職給料の額は都内 26 市との比較において低位にあり、平成 7 年度に改定して以来据え置かれている。本来であればこの間に引き上げられてもよかった時期があったはずであることを考えると、今回引き上げても良いのではないか。

〔引き下げるべきとする意見〕

- ・ 羽村市の財政状況はかなり厳しい状況にあること、特別職の給料については過去平成 2 年、4 年、7 年に大幅なプラス改定が行われていること、一般職の給与改定率をみると平成 8 年から平成 20 年までの累計ではマイナス改定となっていること、歳入の規模が小さくそこに占める特別職の人員費の割合が高いこと、などを考えると引き下げるべきである。

〔据え置きとする意見〕

- ・ 歳入に対する特別職給料の比率という判断基準は、給料の支払能力という意味では無視できないことではあるが、他市の特別職給料の額と比較して低位にあることは客観的に見て間違いない。特別職は市の規模により仕事の負荷の大きさの違いはあるにせよ、職責の重さはそれほど変わらず、その中で約 14 年間にわたって低く据え置かれ、さらに今回 15%ないし 10%という大幅な自主的カットを決断されたことを考えると、引下げは考えにくく据え置きが妥当と思う。

- ・ 判断基準として挙げた項目のうち、今は財政状況が一番重要だと考えるが、財政状況が厳しい時ほど、市長をはじめ特別職は大変な思いをしている。そう考えると、財政状況が悪いから給料額を引き下げるというのは考え方が違うのではないか。経営トップとすれば、財政状況が厳しければ今回のように自主的なカットという判断になるだろうし、こうしたことを踏まえると据え置き結論が妥当と思う。
- ・ 現在の社会経済情勢は大変厳しいものであり、こうした中では引下げという判断もあると考えていたが、自ら給料カットを決断されたということであればさらに引き下げる理由はなく、据え置きが妥当であると思う。

【その他の意見】

- ・ 特別職は自主的に給料をカットすることであるが、この審議会は、特別職の給料及び議員の報酬の金額が適正かどうかを検討する場と認識しており、給料カットが実施されることは、本来この場での審議とは関係ないことなので、切り離して考えるべきである。
- ・ 行政としては、歳入を増やすための努力、例えば、住民サービスを向上させることで転入者の増加を図ることや、企業誘致、企業支援等、産業活性化のための施策を積極的に講ずることなどの努力が必要である。

【審議結果】

審議の過程においては、前述のとおり、特別職の報酬額については、他市の特別職給料と比較して低位にあり、また平成 7 年以降長期にわたり据え置かれているという事実から、一部では引き上げを検討したほうが良いとの意見も見られた。

しかしながら、他市の特別職給料と比較して低位にあることは間違いないが、現在の社会経済情勢等を考慮すると引き上げることは難しい。

一方では、平成 7 年以前には大幅なプラス改定が行われていることや、現在の厳しい財政状況に加え、歳入に占める特別職の人件費の割合が高いこと、などを考えると引き下げるべきであるとの意見も見られたが、給料カットと給料額の適正性の判断は切り離して検討すべきとの意見があるにせよ、実際に市長が 15%、副市長・教育長が 10%給料カットを実施すれば、

大幅な収入減となることは間違いなく、その上で給料額を引き下げるということは現実的ではない。

こうした議論を重ねる中で、現在の社会経済情勢、市の財政状況、他市の特別職給料額との比較、特別職給料の改定状況をはじめとするさまざまな判断基準に沿って考慮した結果、本審議会としては特別職給料については据え置きとするのが妥当であるとの結論に至った。

(4) 市議会政務調査費についての各委員の意見及び審議結果

市議会政務調査費については、前回の審議会において羽村市議会から増額の要望書が提出されていたが据え置きとなっていた。

このことをふまえ審議を行った。

〔引き上げるべきとする意見〕

- ・ 議員活動ではパソコン、ファックス等の事務用品は必需品だが、他市ではこれらが支給されているケースもある中で、羽村市の場合はすべて自前で用意していることを考慮すると、現在の社会情勢では難しいかもしれないが、引き上げても良いのではないかと思う。

〔引き下げるべきとする意見〕

- ・ 特に意見なし

〔据え置きとする意見〕

- ・ (引き上げるべきとの意見に対し) インターネット等の発達により従来と比較し情報収集に要する労力及び経費は軽減されていることが想定され、また、会派によっては全額を使い切らずに返還しているケースもあるので、据え置きが妥当であると思う。
- ・ 資料を分析すると、議員 1 人あたりの人口は、羽村市は 3,198 人なのに対し、都内 26 市の平均は 5,596 人となっており、26 市の平均に対する羽村市の比率は約 57%となっている。政務調査費の 26 市の平均支給月額額は約 26,000 円となるが、この額に 57%を乗じると約 15,000 円となり、現行の月額ベースの支給額と一致することから、現行の額は適正であり、据え置きが妥当である。

【審議結果】

これらの意見を踏まえ審議を進めた結果、

- ・ 場合によっては政務調査費が不足している議員もいるかもしれないが、会派によっては使い切らずに返還しているケースがあること
- ・ 26市との比較では調査費支給額が著しく低位というわけではないこと
- ・ 月額ベースの調査費支給額について、議員 1 人あたりの人口規模により他市と比較した場合、現行の支給額が羽村市の規模に見合ったものであるといえること

などの理由から、本審議会では現行額の据え置きが適当との結論に至った。

5 付帯意見

このように変化の激しい時代においては、数年先の状況を予測することは非常に困難である。よって、議員報酬及び特別職給料について、社会経済情勢を的確に反映させるという意味からも、本審議会では、特別職報酬等審議会は 2 年に 1 回程度の設置とされることが望ましいとの意見を答申の付帯意見として付記するものである。